

株式会社チョウビ工業

I 企業情報

令和2年4月1日現在

(1) 名称	株式会社チョウビ工業						
(2) 所在地	京都府京都市右京区太秦樋ノ内町1-4						
(3) 代表者氏名	代表取締役 長尾 行将						
(4) 設立年月日	1988 年 1 月						
(5) 資本金	1,000万円						
(6) 従業員数	25人						
(7) ホームページ	http://www.chobi.co.jp						
(8) 保有施設(企業) (グループ企業を含む)	施設(企業)名	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
		浄化	溶融	不溶化			
	伏見工場	○	—	—	—	—	○
(9)汚染土壌処理に関する問い合わせ先	部 署:環境事業部 営業 担当者名:部長 福原 理 TEL:075-646-0729 FAX:075-643-6555 E-mail:fukuhara@chobi.co.jp						

II 浄化等処理施設

令和2年4月1日現在

1. 処理施設関係

(1) 企業名	株式会社チョウビ工業
(2) 施設名称	伏見工場
(3) 施設の所在地	京都府京都市伏見区竹田青池町153番地
(4) 許可番号および許可取得年月日	第1171001001号 平成27年4月1日
(5) 処理方法	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))
(6) 処理能力	①120t/時間 960t/日(8時間稼働) ②10m ³ /時間 80m ³ /日(8時間稼働)
(7) 処理前土壌の保管可能容量	2,000 t・(m ³) (分別ライン含む)
(8) 受入可能な汚染物質と汚染状態	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質 濃度の上限値はなし ②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着)) 第一種特定有害物質 濃度の上限値はなし

2. 処理実績

2-1. 年間処理実績

(単位:t)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)受入量		82,900	75,900	118,200
(2)処理量(浄化等処理分)		82,900	75,900	116,000
(3)処理後土壌の発生量				
①処理後土壌のうち、浄化確認調査を行った浄化等済土壌の販売等	販売(利用)量	61,500	48,000	67,000
	用途	埋戻し等	埋戻し等	埋戻し等
②処理後土壌のうち、浄化確認調査を行っていない土壌の利用等	利用量	0	0	0
	用途			
③処理後土壌のうち、汚染土壌として処理を再委託した土壌	再委託量	15,000	14,200	22,900
	再委託先	セメント製造施設、埋立処理施設	セメント製造施設、埋立処理施設	セメント製造施設、埋立処理施設
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)		450	500	2,200
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)	浄化等済土壌	2,300	1,100	3,000
	処理後土壌	650	350	800

2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	15(件)	12(件)	18(件)
	法対象外	78(件)	60(件)	38(件)
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象	16,490t	13,800t	73,000t
	法対象外	66,410t	62,100t	45,200t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無		1. ある ②. ない(全案件で管理票使用)		
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)				
(5)法対象外土壌における浄化確認調査の実施頻度と方法	実施頻度	100m ³ 毎		
	調査方法	第三者機関による分析(全項目)		

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

3. 技術的能力関係

(1) 統括管理責任者	1人	—
(2) 運転維持管理担当者	1人	—
(3) 大気関係公害防止担当者	1人	大気関係第一種
(4) 水質関係公害防止担当者	2人	水質関係第一種・第二種
(5) ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	—

Ⅲ 分別等処理施設(異物除去)

令和2年4月1日現在

1. 処理施設関係

(1) 施設名称	伏見工場
(2) 施設の所在地	京都府京都市伏見区竹田青池町153番地
(3) 許可番号および許可取得年月日	第1171001001号 平成27年4月1日
(4) 処理方法	分別等処理施設(異物除去)
(5) 処理能力	10m ³ /時間 80m ³ /日(8時間稼働)
(6) 処理前土壌の保管容量	2,000 t・(m ³) (洗浄ライン含む)
(7) 処理後土壌の保管容量	2,000 t・(m ³) (洗浄ライン含む)
(8) 受入可能な汚染物質と汚染状態	水銀及びその化合物、PCBを除く第二種及び第三種特定有害物質 濃度の上限値はなし

2. 処理実績

(浄化の実績に含まれる)

3. 技術的能力関係

(1) 統括管理責任者	1人	—
(2) 運転維持管理担当者	1人	—
(3) 大気関係公害防止担当者	1人	大気関係第一種
(4) 水質関係公害防止担当者	2人	水質関係第一種・第二種
(5) ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	—

IV その他（全施設共通）

1. 汚染土壌管理票の保管

管理票の保管期間について	① 法対象外も含め、全て5年間保管している。 ② 法対象は5年、法対象外は□□年間保管している。 ③ 法対象外案件は保管しない。(返送確認後、処分) ④ その他()
--------------	--

2. 定期測定実施状況

(1) 測定頻度について *該当しない場合無記入で可	処理施設からの排出水: □□排水の期間ごと に1回以上 周縁の地下水: □年 に1回以上 *排出口からの大気有害物質: □3ヶ月 に1回以上
(2) 測定対象について	① 法対象、法対象外案件を問わず実施している。 ② 法対象のみ定期測定の対象としている。 ③ その他()
(3) 測定項目について	① 全て法に規定される項目で測定している。 ② 法対象のみ法に規定される項目で測定している。 ③ その他()

3. 都道府県等への処理状況報告

(1) 報告実施状況	① 全案件について報告している ② 法対象案件のみ報告している ③ 求められたときのみ報告している ④ 報告はしていない
(2) 報告頻度	□3ヶ月 に1回 または ()
(3) 報告の義務	① 報告の義務あり ② 任意の報告